

妥当性を欠く。

いまの政治は、経済不況克服を至上課題として、公共事業、地域振興券などのバラマキと負担の先送りを盛大に行っている。このような状況の下で、基礎年金の財源をすべて税にすれば、どのような事態が生じるか目に見えている。必要な税の引上げではなく、赤字国債の発行による将来の納税者への負担の先送りである。これに対し、社会保険では基本的に収入と支出をバランスさせることが要請されるので、赤字が出る場合は給付を削減するか又は保険料を引き上げなければならない。この意味で、社会保険の方が収支の相等という財政の自律性の観点からコスト意識が高まる。

ところが、平成十一年の改正により、当時の厳しい経済状況に対応するという理由で、予定された年金保険料の引上げが凍結されてしまった。年金積立金があったためこの凍結措置の財源を赤字国債に頼ることはなかったが、やはりこの凍結措置も将来世代に負担を先送りするものである。このような措置は、本来長期的な視点で計画的に運営されるべき年金保険を短期的な経済政策によって変更し、かつ、負担増をきりう国民に迎合して将来の年金財政を危うくする近視眼的な政治的決定といふべきである。

### 三、社会保険方式と社会扶助方式

社会保険には、リスクに備えて事前に保険料を拠出するという自助の要素と、リスクを加入者間で分散して助け合うという互助の要素が含まれている。給付は保険料の対価であるため、保険料拠出者に給付の権利が与えられ、保険料負担者の合意さえ得られれば適切な給付水準が保障される。我が国は、生活自己責任を原則とする市民社会であるとともに、市場経済に依拠しているため、「対価性」と「等価性」という市場原理を緩やかな形であるが内包する社会保険の方が、国民にとって受け入れられやすい仕組みであるといえる。

これに対し、社会扶助は、生活困難の状態にある者が国が事後的に救済するという性格のものである。現に生活困難の状態にあれば、自助努力を怠った者にも支給され、その意味でリスクへの備えを怠らせるおそれがある。多くの人は若いときから老後に備える時間的余裕が十分あるのに、なぜ老後になると事前的拠出なしに国から一律に年金を支給しなければならぬのか。また、社会扶助の給付は、拠出に対する対価ではないため、国家による恩恵ととらえられ、

受給者の所得によって支給制限がなされ、給付水準は抑えられがちとなる。

近年基礎年金の社会扶助方式化が強く唱えられるようになった背後には、国民年金が空洞化しているという認識がある。しかし、この認識には大きな疑問がある。第一に、空洞化の主張は誇張されすぎており、国民年金の全被保険者のうち制度未加入者・保険料未納者の占める割合は四〇程度にすぎない。現に、平成十一年において六十五歳以上の者のいる世帯の九六・九％が公的年金を受給している。第二に、保険料未納等が問題視されているが、税にも所得隠しその他の手段による脱税（所得税、法人税等）、益税（消費税）、租税特別措置による不合理な減税、税の滞納等の問題がある。第三に、基礎年金を社会扶助方式化すれば、このように税制によって不当に利益を得ている者、脱税者等にも基礎年金が支給される。これに対し、社会保険方式では、制度未加入者・保険料未納者には年金の不支給又は減額という大きなペナルティが課せられる。果たしてどちらが公正な制度といえるであろうか。



図表 7-2 社会保険方式と社会扶助方式との比較

		理論的な面		現実的な面	
		社会保険方式	社会扶助方式	社会保険方式	社会扶助方式
原理・制度面	① 経済システムとの適合性	○	×	○	×
	② 給付の普遍性	○	×	○	×
	③ 給付の権利性	○	×	○	×
	④ 給付水準の高さ	○	×	○	×
財源面	⑤ 財源確保の容易さ	○	×	○	×
	⑥ 支出統制の容易さ	×	○	×	○
	⑦ 収入の安定性	—	—	○	×
	⑧ 収入の成長性	—	—	×	○
	⑨ 負担の公平	—	—	—	—
	⑩ 賦課対象者の個別事情に応じた賦課徴収	—	—	—	—
	⑪ 納付上の便宜・事務コスト	×	○	×	○
	⑫ 経済の成長性・効率性に対する影響	—	—	—	—
	⑬ 公平な利用者負担	—	—	—	—

(注) ○は優れていること, ×は劣っていること, —は優劣がないことを示している。  
 (資料) 堀 [1997年a] 52ページ。

## 国庫負担及び年金税制について

2002年6月11日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

### 第1 国庫負担

- ・ 国庫負担率を3分の1から2分の1に上げるのが望ましい
  - \* 将来の保険料（特に第1号被保険者の保険料）を負担可能な範囲に収める
  - \* 制度未加入者の加入・保険料未納者の納付へのインセンティブを強める
- ・ 引上げの財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい
- ・ 保険料額・率は、国庫負担率引上げによる保険料引下げの要請と、段階保険料制復活（保険料凍結による減収の回復分を含む）による保険料引上げの要請を総合勘案して定める
- ・ 全額税負担（いわゆる税方式）化には反対

#### （参考）

- 1 社会保険への国庫負担の意義—拙著『社会保障法総論』pp.60～61
  - ① 財政的理由—社会保険の財政力の不十分さを補填—赤字の保険者への財政補填、分立する保険制度の下の財政力が弱い保険者への財政補填（財政力格差是正）、保険料引上げが困難な場合の財政補填等
  - ② 政治的理由—社会保険への強制加入の見返りとしての国庫負担、又は私的保険よりも有利であることを示すための国庫負担
    - \* 1911年イギリス国民保険法制定の際のロイド・ジョージのキャッチ・フレーズ「4ペンスで9ペンスを（nine pence for four pence）」—1週当たりの保険料額は、被用者4ペンス、事業主3ペンス、国2ペンス
  - ③ 国家責任の遂行？—しばしば国家責任の観点から国庫負担の導入・強化が主張されるが、税も最終的には国民が負担するので、このような主張には疑問がある
- 2 諸外国における社会保険への国庫負担
  - ① 社会保険に国庫負担をしない理由（フランス、アメリカ）—保険運営の労使自治・自主管理、国家の介入を避ける
  - ② 近年における社会保険への国庫負担の導入・強化（フランスのCSG（contribution sociale généralisée）、ドイツの環境税）—保険料負担の増大による国際競争力の低下防止。なお、日本の保険料負担は、フランス・ドイツと比べてはるかに軽い

## 第2 年金税制

- ・ 公的年金等控除は縮減する必要がある
  - \* ① 拠出段階で社会保険料控除により非課税とされており、給付段階で二重に優遇する必要性は少ない
  - ② 給与所得等他の所得と比べて優遇しすぎている（水平的公平性が確保されていない） ー 同一額の所得を得ている高齢者について、給与所得者と年金所得者とで課税最低限額・課税額に差が出ている
  - ③ 社会保障の他の制度に悪影響を与えている ー 国民健康保険料（税）・介護保険料が軽減され、養護老人ホームの費用徴収について税制転用方式が採れず、収入認定方式を採らざるを得ない
  - ④ 老人保健制度・介護保険制度により高齢期の大きな出費が少なくなっている
  - ⑤ 高齢者の所得・資産は過去と比べてはるかに良くなっている
  - \* ① 激変緩策として、徐々に縮減も可
  - ② 縮減に伴う負担の軽減策として、老年者控除の引上げも可。ただし、所得控除から税額控除へ
  - ③ 年金所得は、給与所得と異なって、経費の概算控除を認める必要がないので、給与所得控除と同等の所得控除を認める必要はない
  - \* 控除縮減に伴う増税分は基礎年金国庫負担率の引上げの財源にする
- ・ 遺族年金・障害年金も課税対象にする必要がある
  - \* ① 給与所得等他の所得と比べて優遇しすぎている ー 同一額の所得を得ている障害者・遺族について、給与所得者と年金所得者とで課税最低限額・課税額に差が出ている
  - ② 社会保障の他の制度に悪影響を与えている ー 国民健康保険料・介護保険料が軽減され、所得制限がある制度の所得制限額から年金額が除外されている
  - \* ① 激変緩和策として、徐々に縮減も可
  - ② 縮減に伴う負担の軽減策として、障害者控除・寡婦（夫）控除の引上げも可。ただし、所得控除から税額控除へ
  - ③ 年金所得は、給与所得と異なって、経費の概算控除を認める必要がないので、給与所得控除と同等の所得控除を認める必要はない
  - \* 新規課税に伴う増税分は基礎年金国庫負担率の引上げの財源にする
- ・ 企業年金の特別法人税を廃止する
- ・ 企業年金と退職一時金との課税の不均衡を是正する
  - \* 企業年金に対する公的年金等控除を縮減すると、現在でも有利な退職一時金課税が更に有利となる
  - \* 例えば、退職一時金を15年有期年金とみなして、企業年金と同等の課税をする

## 「年金制度の体系」及び「給付と負担」の見直しについて

2002年7月19日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

### 第1 見直しの基本的考え方

- ・ なだらかな制度変更—既に年金を受給している人や年金受給を間近に控えた人の生活を考えると、制度を急激に変更することは基本的に望ましくない
- ・ 社会経済の変化に応じた制度の抜本改革—それにもかかわらず、社会経済の変化に対応するためには、そのような大幅な変更を行わなければならないこともあり得る
- ・ 適切な移行措置—そのような場合でも、年金受給者等の生活を著しく悪化させないよう、経過措置・特例措置を講じて円滑に移行させる必要がある
- ・ 制度見直しの必要性—現行年金制度について、次の視点から見直す必要がある
  - ① 少子高齢化・低成長化に対応できる制度の再構築—我が国の今後の社会経済の変化としては、少子高齢化等の人口構造の変化、低成長、低金利等の経済構造の変化が重要である。このような変化を見据えて、将来も維持可能な年金制度を再構築していかなければならない
  - ② 制度の安定性・給付と負担の公平性の確保—年金制度の目的である国民生活の安定のため、制度そのものの安定を図る必要がある。制度の安定のためには、国民の支持が得られるよう、給付、負担等の仕組が公平なものでなければならない

### 第2 年金制度の体系の見直し

#### 1 制度体系

##### (1) 当面は現行の制度体系を維持

- ・ 現状では、自営業者・被用者の制度一元化は困難←①自営業者の所得把握が不十分。②過少申告した自営業者に基礎年金を通じて所得移転がなされる

##### (2) 中長期的には自営業者・被用者の制度一元化

- ・ 自営業者の所得の十分な把握ができるようになれば、被用者の制度と一元化（自営業者の保険料は、所得比例かつ労使合計分）

#### 2 給付体系

##### (1) 当面は現行の給付体系の骨格を維持

- ・ 現状では、2階建ての年金制度は必要←①（特に、男女間の）賃金格差が大きい現状では、低賃金者の老後の基礎的生活をある程度保障する定額の年金は必要。②夫に扶養される妻が依然として多い現状では、その妻の老後の基礎的生活をある程度保障する定額の年金は必要

## (2) 中長期的には所得比例の1階建て制度への移行も

- ・ 男女間の就労機会が等しくなって女性の就労率が男性並みになり、男女間の賃金格差が縮小すれば、2階建て制度から所得比例年金だけの1階建て制度に移行←負担(保険料)と給付(年金)との関係が明確になって、国民の支持が得られやすい
- ・ 所得比例年金だけの1階建て制度の下において、低年金受給者のための税財源によるインカムテスト付きの最低保証年金を設けることを検討

## 第3 給付と負担の見直し

### 1 給付

#### (1) 給付水準についての基本的考え方

- ・ 年金による従前生活保障—公的年金の給付水準についての考え方として、①最低生活保障と②従前生活保障があるが、従前の生活がある程度維持できる水準とするのが望ましい→所得比例年金が必要
- ・ 国民の合意による給付水準—公的年金の給付水準の決定に関して、客観的な基準があるわけではなく、結局は国民の負担と給付についての合意による
- ・ 被用者年金中心—今後も被用者化が更に進むと考えられるので、給付水準は被用者年金を中心に考える
- ・ 被用者年金の給付水準は手取り年金月額で判断—被用者年金の給付水準は、モデル世帯を設定して、従前生活保障という観点から代替率で考えるのが妥当。代替率は、①現役就労世代の毎月の生活費は月給で賄われている実態を考慮し、ボーナスを含まない月給で考え、②しかも、税・保険料負担を控除した手取り所得と手取り年金の対比で考える

#### (2) 給付水準の適正化

- ・ 厚生年金の給付水準はやや過大—モデル年金の給付水準が、①代替率がボーナスを含めた手取り年収対比で6割、②高齢無職世帯の消費支出のほとんどすべてを賄える水準であることを考えると、やや過大
- ・ 給付水準適正化とその案—前回改正後、新人口推計で少子高齢化が更に進むことが明らかとなり、しかも経済成長が余り見込めない状況では、保険料負担を適正なものとするため、給付水準を適正にする必要があるのではないか。適正化のための案としては、次のいずれか又はその組合せが考えられる
  - ① 年金に課税する
  - ② 現在の40年加入の年金額を45年加入の年金額とする
  - ③ 現在のモデル年金の世帯「夫厚生年金40年加入+妻40年専業主婦」の年金額を、「夫厚生年金40年加入+妻厚生年金X年加入」の年金額とする—「X年」は、女性の生涯の厚生年金加入年数の平均

④ 代替率（モデル手取り年金月額/平均手取り賃金月額）を例えば6割にするため、給付乗率・定額単価を引き下げる

- ・ 適正化は長期的視点で—①前回改正で給付水準を引き下げたばかりであること、②人口や経済の推移をもう少し見守る必要があることなどから、適正化は時間をかけて行うという選択もある

### (3) 給付にかかわるその他の論点

- ・ 物価下落の場合も物価スライドを実施—①就労世代とのバランス。②年金財政計画との整合性
- ・ 物価スライドの発動要件の新設—例えば1%を超えて物価が上昇・下落した場合に、スライドを実施
- ・ 既裁定年金も適正化—給付水準を適正化する場合は、既裁定年金も適正化する。従前額は保証するが、従前額のスライドは本来額が追いつくまで停止する
- ・ 年金ポイント制の導入—①国民の老後生活設計に資する。②年金制度への国民の理解・支持を得る

## 2 負担

### (1) 負担についての基本的考え方

- ・ 国民の合意による負担水準—負担水準についても、給付水準と同様、客観的な基準があるわけではなく、結局は国民の負担と給付についての合意による
- ・ 国民の負担の全体を考慮—年金保険料だけでなく、他の社会保険料及び税負担全体を考慮して、負担を決定していく必要がある
- ・ 年金国庫負担を除いた実質の年金保険料—年金への国庫負担を増やすと、見かけ上年金保険料は減るが、国民の負担の総額は変わらない→国庫負担を除いた実質の年金保険料率（額）を国民に明示する必要がある

### (2) 保険料の引上げ

- ・ 保険料引上げの凍結解除—年金制度は長期的・計画的に行うべきもので、例外的に必要な場合を除き、短期的な経済政策によって左右されるべきではない
- ・ 段階的保険料引上げはやむをえない選択—世代間の負担の公平を考えると、平準保険料方式の方が望ましい。しかし、保険料の大幅引上げの経済に及ぼす影響、膨大な額の政府貯蓄、国民の保険料引上げについての理解等を考えると、段階保険料方式はやむを得ない選択
- ・ 将来の保険料負担の軽減のため、積立金保有を前提として保険料引上げ
- ・ 5年ごとの引上げでなく毎年の小幅引上げも選択肢—国民の合意いかんによる

### 3 確定給付年金と確定拠出年金

#### (1) 公的年金の基本部分は確定給付年金

- ・ 老後の生活の安定を図る公的年金の基本部分は、確定給付年金であるのが望ましい

#### (2) 確定拠出年金の導入条件

- ・ 次のような確定拠出年金制度について、国民の合意が得られれば、導入も可能か
  - ① 確定拠出年金といっても、市場利子率によって年金額が左右される制度ではなく、実質賃金の上昇率によって年金額の実質価値が維持される制度
  - ② 年金の基本部分は確定給付年金として維持するとともに、給付水準を引き下げ、その引下げ分を確定拠出年金とする制度—給付水準引下げに相当する保険料引下げ分について、現行の確定拠出の企業（個人）年金の所得控除の額を引き上げる
  - ③ 上記の①②に加えて、寿命延長等の分を自動的に給付水準を引き下げるという形で、保険料をできる限り確定するようにする制度

#### (3) 確定拠出年金の導入目的

- ・ ①保険料負担の固定化による将来負担の明確化、②負担と給付の関連性の強化による公平性の確保、保険料納付意欲の喚起、③公的年金の給付水準引下げ(=保険料引下げ)の代償措置、④年金積立金による貯蓄=投資の増加

#### (4) 保険料の率（額）を固定することの可否

- ① 高齢化率が極めて高くなる我が国においては、スウェーデンのように将来にわたって保険料率を18.5%で固定するのは不可能。固定するとしても段階保険料の率で固定せざるを得ない
- ② 段階保険料率を固定し、かつ、段階保険料率設定の際に前提とした人口構成・経済条件が予想を超えて変動した場合は、給付を変える必要があるが、給付が大幅に変わるのは公的年金として基本的に望ましくない
- ③ したがって、(a) 前記(2)の確定拠出年金の形でできる限り保険料率を固定するか、又は(b) 給付が一定の範囲を超えて変わる場合には固定した保険料率を変えるという留保を付けて固定することが考えられる



## 「支え手を増やす取組み」について

2002年9月10日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

### 第1 基本的考え方

- ・ 基本は雇用就労の改善—失業者を少なくし、高齢者、女性、障害者等が働ける環境を整備する
- ・ 所得のある者は保険料を拠出する—非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。ただし、給付構造が「定額+所得比例」となっている場合は、低賃金の者への適用拡大には限界がある

### 第2 在職老齢年金

#### (1) 現行制度の評価

- ・ 在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問—在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため、就労阻害効果があるとされる。しかし、①働けば働くほど「賃金+年金」は増える、②働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるから働く、③在職老齢年金を全額不支給とすれば、高齢者の賃金が低いいため、かえって働くのをやめ、年金を全額受ける可能性が高い
- ・ 在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問—在職老齢年金があるため、高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえない。しかし、①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか。②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのではないか

#### (2) 改革案の問題

- ・ 60～69歳の在職者に対する年金の全額支給案も全額不支給案も、現行制度よりも更に大きな問題が生じさせるおそれがある
- ・ 在職老齢年金の繰下げ支給案の問題点—①繰下げ支給の年金額も在職老齢年金と同じく限界税率50%で減額されるとすれば、就労阻害効果の面では現行制度と同じではないのか。②繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果についても現行制度と同じになるのではないか

(3) 支給開始年齢という考えの廃止

- ・ 厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考えを廃止し、60～69歳のいつからでも年金を受けることができるという考えに変える（この場合、60～64歳で受ける年金額は減額年金の額とし、65歳1か月以後69歳までに受ける年金額は増額年金の額とする）

第3 次世代育成支援

(1) 基本的考え方

- ・ 社会保障制度を含め、国・地方のあらゆる政策を通ずる少子化対策が必要。それだけでなく、労使合意によって働き方を変えることが必要。年金制度でも、できるものは実施
- ・ 子を産み育てやすい環境の整備が最重要—出産・子育てと就労の両立策が最も重要
- ・ 「親の扶養」と「子の扶養」の社会的ニーズは同じではない—①前者は生活扶助義務、後者は生活保持義務。親についての扶養意識は薄れているが、子についての扶養意識は存在。②家族制度が流動化している今日でも、核家族（親と未成年子）は存在。③「親の扶養」社会化の程度と「子の扶養」の社会化の程度は異なってよい
- ・ 特に、現金給付については、コスト対効果を考えることが必要

(2) 年金制度での対応

- ・ 賦課方式の現行制度の考えは、「若い時にそのときの高齢世代を扶養したから、老後に扶養を受ける」であって、「若い時に子を扶養したから、老後に扶養を受ける」ではない。これを、「若い時に高齢世代と子を扶養したから、老後に扶養を受ける」に変えるのか？
- ・ 第3号被保険者制度があるため、出産・育児のため働くのを止めても、基礎年金は支給される。問題は、①女性の被用者のうち、第3号被保険者については、2階部分の厚生年金がない又は少ないこと、②女性の被保険者のうち、第2号被保険者については、育児休業期間中の保険料免除以外に施策がないこと、③第1号被保険者には出産・育児に対する施策がないことにある
- ・ 「若者皆奨学生」は基本的に賛成。これ以外にも、年金制度での説得力ある次世代育児支援策があれば、要検討

## 「財政方式・積立金」と「第3号被保険者」について

2002年9月26日  
社会保障審議会年金部会  
上智大学 堀 勝洋

### 第1 公的年金制度の財政方式

- ・ 公的年金制度の財政方式の基本は賦課方式—①公的年金の目的は生活の保障—賦課方式によってのみ物価・賃金の変動に必ずる年金の実質価値維持が可能、②積立方式移行に伴う巨額の二重の負担（厚生年金330兆円）の解消は困難、③積立方式の下で積み上がる巨額の政府貯蓄（厚生年金500兆円以上）がもたらす問題（年金基金社会主義、運用利回りの低下等）、④積立方式のリスク（運用利回りの変動、倒産等による投資資金の回収不能、外国投資の場合の為替リスク等）
- ・ 賦課方式の下で生ずる世代間の負担の不公平の緩和—高齢化率が低い段階で可能な限り保険料を引き上げて積立金を保有し、高齢化が進んだ段階での保険料負担を軽減

### 第2 年金積立金

- ・ 公的年金についての積立金保有の根拠—①高齢化が進んだ段階における年金保険料負担の軽減、②高齢化に伴う年金保険料負担の世代間格差の緩和、③高齢化に伴う貯蓄減少に対応するための投資資金の確保、④自分の老後の年金費用は可能な限り積み立てておくという自助の要素の重視
- ・ どの程度積立金を保有すべきか

### 第3 第3号被保険者制度

- ・ 片働き世帯の妻の年金保障—片働き世帯が大部分の社会では、就労する者に夫婦2人分の年金を支給する世帯単位の年金が適格的。共働き世帯が大部分の社会では、夫婦それぞれに年金を支給する個人単位の年金が適格的。現在の日本は、片働き世帯と、妻が補助的就労の共働き世帯がかなり存在するため（第3号被保険者1150万人）、就労する者のみに個人単位の年金を支給するのは、就労しない者の年金保障に欠ける
- ・ 負担能力の欠ける・低い者への保険料賦課は困難
- ・ 女性に不利な雇用・就労の改善が最重要課題—女性が家事・育児・介護をするという社会慣行により、女性の雇用・就労が困難（出産・育児による退職、育児後の職がパートしかない等）→年金受給面で不利→第3号被保険者制度による年金保障→男女の雇用機会、賃金等の雇用条件、雇用環境等に差のない社会が実現し、男女が等しく働けるようになれば第3号被保険者制度は廃止
- ・ 当面は第3号被保険者の範囲縮小—年取要件・パートの厚生年金適用要件の是正
- ・ 長期的には賃金分割案も要検討

## 「支え手を増やす取組み」について（改訂）

2002年9月26日  
社会保障審議会年金部会  
上智大学 堀 勝洋

### 第1 基本的考え方

- ・ 基本は雇用・就労の改善—失業者を少なくし、高齢者、女性、障害者等が働ける環境を整備する
- ・ 所得のある者は保険料を拠出するのが原則—非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。ただし、給付構造が「定額+所得比例」となっているので、低賃金の者への適用拡大には限界がある

### 第2 在職老齢年金

#### (1) 現行制度の評価

- ・ 在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問—在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため、就労阻害効果があるとされる。しかし、①より長い時間働いて賃金が増えれば、「賃金+年金」は増える、②労働者は自分の裁量で働く時間を左右し得るとする前提に疑問がある、③働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるから働くのではないか、④在職老齢年金を全額不支給とすれば、高齢者の賃金が低いため、かえって働くのをやめ、老齢年金を全額受ける可能性が高いのではないか
- ・ 在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問—在職老齢年金があるため、高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえない。しかし、①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか、②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのではないか

#### (2) 改革案の問題

- ・ 60～69歳の在職者に対する年金の全額支給案も全額不支給案も、現行制度よりも更に大きな問題が生じさせるおそれがある
- ・ 在職老齢年金の繰下げ支給案の問題点—①繰下げ支給の年金額も在職老齢年金と同じく限界税率50%で減額されるとすれば、就労阻害効果の面では現行制度と同じではないのか、②繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果についても現行制度と同じになるのではないか

(3) 支給開始年齢という考えの廃止

- ・ 在職老齢年金制度に関し適切な代替案が見つからない—支給開始年齢が完全に65歳に引き上げられるまでは、基本的に現行制度の枠組みを維持— 屈折点（バンド・ポイント）22万円、限界税率50%は見直しの余地がある
- ・ 厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考えを廃止し、60～69歳のいつからでも年金を受けられるという考えに変える（この場合、60～64歳で受ける年金額は減額年金額とし、65歳1か月以後69歳までに受ける年金額は増額年金額とする）

第3 次世代育成支援

(1) 基本的考え方

- ・ 社会保障制度を含め、国・地方のあらゆる政策を通ずる少子化対策が必要。それだけでなく、労使合意によって働き方等を変えることが必要。年金制度でも、できるものは実施
- ・ 子を産み育てやすい環境の整備が最重要—出産・子育てと就労の両立策が最も重要
- ・ 「親の扶養」と「子の扶養」の社会的ニーズは同じではない—①前者は生活扶助義務、後者は生活保持義務。親についての扶養意識は薄れているが、子についての扶養意識は存在。②家族制度が流動化している今日でも、核家族（親と未成年子）は存在。③「親の扶養」の社会化の程度と「子の扶養」の社会化の程度は異なってよい。\*社会保障は、ニーズのある者にニーズに応じて給付する仕組み
- ・ 特に、現金給付については、コスト対効果を考えることが必要

(2) 年金制度での対応

- ・ 賦課方式の現行制度の考えは、「若い時にそのときの高齢世代を扶養したから、老後に扶養を受ける」であって、「若い時に子を扶養したから、老後に扶養を受ける」ではない。これを、「若い時に高齢世代と子を扶養したから、老後に扶養を受ける」に変えるのか？
- ・ 年金制度での対応は、出産・育児のため年金に関し不利になっているとすれば、それを解決するのが基本—第3号被保険者制度があるため、出産・育児のため働くのを止めても、基礎年金は支給される。問題は、①女性の被用者のうち、第3号被保険者については、2階部分の厚生年金がない又は少ないこと、②第1号被保険者には出産・育児に対する施策がないことにある
- ・ 「若者皆奨学生」案については基本的に賛成。これ以外にも、年金制度での説得力ある次世代育児支援策があれば、要検討